HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	熊本藩校「時習館學規」に關する一考察
Author(s)	田海, 秀穂
Citation	研究論集, 16, 65(右)-84(右)
Issue Date	2016-12-15
DOI	https://doi.org/10.14943/rjgsl.16.r65
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63917
Type	departmental bulletin paper
File Information	16_014_taumi.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

10.14943/rjgsl.16.r 65

熊本藩校「時習館學規」に關する一考察

田海秀穂

要旨

熊本藩校「時習館學規」は、寶暦五年に時習館初代教授に就任した秋山玉山が起草した時習館の根本規則である。

本稿では、はじめに時習館の施設と人的な概要を概觀した後、時習館の設立を發意した熊本藩第六代藩主細川重賢と重賢の信任を受け、藩校開學に盡力した秋山玉山の教育觀を檢討した。そこでは若いころから徂徠學派の學風に親しんでいた重賢と玉山が、人材の育成という觀點から個性の伸長を重視する自由で寬容な教育觀を抱いていたことが確認できた。

次に「時習館學規」の各條文の檢討からは、時習館で行われていた學業課程を定めた條文の中に、一人一人の學生の能力と個性に應じた様々な教育的配慮を見ることができた。しかしその反面において重賢が寶暦改革の一環として、新たに制定した「知行世減の法」が、父の勤務成績と子の文武の才能次第では知行を減ずると定めていたために、それがその後の時習館の學風を成績第一主義へと傾斜させる要因となったのではないかと指摘した。

また「時習館學規」の條文と中國明代の總合行政法典である『明會典』の條文との比較檢討から、時習館における學生の成績や賞罰に關する規則の多くが、『明會典』を參考に作られていたことが確認できた。

はじめに

熊本藩校時習館は、寶暦五年（一七五五）の設立以來、長く諸藩の模範とされ、他藩から視察のため訪れる者が蹟を絶たなかった(一)。福岡藩の儒學者龜井南冥（一七四三―一八一四）もその一人である。南冥は、明和八年（一七七一）と安永四年（一七七五）の二回、熊本に遊び、熊本藩中興の名君と仰がれた細川重賢（一七二〇―一七八五）の藩政刷新の善政に深い感銘を受け、熊本での見聞をもとに『肥後物語』（天明元年成稿）を書いた(二)。その中で南冥は、寶暦の改革以後の熊本藩の治政を讃えて「學校にて、人才を仕立ることを政の基としたまひしこと」(三)が改革の中心點であったと述べている。

しかし元々肥後熊本の地は、元祿十四年（一七〇一）に出版された『新人國記』[四]に「智あるを以て、分別多く、思ひ思ひなるゆへ一和せず、（中略）上下共に才の有る國にして、人々不義をにくむ風なり」[五]という氣風を反映して、文教界においても様々な學統・學派が亂立し、互いに門戸を張る傾向が强かったとされる。

本稿では、このような風土の中で「人才を仕立てることを政の基」として設立された藩校時習館の根本規則である「時習館學規」の檢討を通して、時習館の教育理念と教育内容の特色を明らかにしたいと考える。

一　藩校時習館の設立

はじめに時習館設立の歴史的背景と時習館の概要について述べておく。

（一）時習館設立の歴史的背景

熊本藩校時習館は、寶暦五年（一七五五）一月、熊本藩第六代藩主細川重賢が、熊本城内二の丸に設立した藩校である。校名の由來は、『論語』學而篇の「學而時習之、不亦説乎」による。

延享四年（一七四七年）、第五代藩主宗孝が人違いにより江戸城内で殺害されたため、弟の重賢が後を繼ぐこととなった。當時の熊本藩は、藩主一族の浪費と打ち續く凶作により極度の財政難に陷っていた。重賢は、堀平太左衛門勝名（一七一六―一七九三）を大奉行に拔擢して、堀との二人三脚で「寶暦の改革」といわれる藩政改革を斷行した。

その改革は、財政に止まらず、司法・文教・農業・産業など廣範圍にわたったが、藩政改革を擔う有爲な人材の養成を重視した重賢の發意で藩校設立の取り組みが開始された。

寶暦二年（一七五二）、重賢は、堀勝名と藩儒秋山玉山（名は儀、字は子羽、儀右衛門と稱す。玉山は號。一七〇二―一七六三）に命じて、熊本城内二の丸に學館を建設する準備にあたらせ、寶暦四年（一七五四）十二月に校舍が落成した。藩主一門の家老長岡内膳忠英（一六九九―一七七二）が總教（學長）となって學政を總理し、玉山が初代教授に就任して、寶暦五年（一七五五）正月十三日、藩主臨席のもとに開校式が擧行された。

（二）時習館の概要について

時習館の概要について、舊幕時代の教育資料を集成した『日本教育史資料』三（文部省總務局編、一八九〇年、以下、『資料』三と略）及び新熊本市史編纂委員會編『新熊本市史』史料編第三卷近世Ⅰ（熊本市、一九九四年。以下、『市史』史料編と略）をもとに、施設、教職員、生徒數、經費の側面から見ておこう。

㈠　施設について

熊本城二の丸内に建設された時習館は、東西二十五間（約四五メートル）、南北七十五間（約百三五メートル）の校域を有し、西側に家老・總教等の役人部屋、南側に蒙養齋・句讀齋・習書齋等の諸教場、

及び寄宿寮として菁莪齋（北寮・中寮・南寮）が配置され、東西二箇所には文庫を設け、正門を入った所に向かい合うかたちで、東榭・西榭の演武場を構えていた。

但し、藩校にとって必須の施設である聖堂は、講堂の西側に基礎は据え付けてあったが、明治四年（一八七一）の廢校までついに建設されなかった（『資料』三、二一四頁參照）。

2　教職員について

時習館の文武教育及び管理運營のため、次のような職が置かれていた。

學政を總理する總教（學長）一名（家老の内から一名が兼務）のほか、教授一名（但し適任者不在のときは缺員となる）、學校方奉行三名、助教二名、訓導六名、句讀師十名、習書師四名、算術師七名、音樂師一名、古實師一名が置かれ、さらに武術師範として、各流派から、馬術五家、居合十一家（四天流三家、伯耆流四家、眞道流一家、新心無手勝流一家、關口流一家、揚心流一家）、薙刀三家（揚心流二家、古流一家）、劍術十六家（新陰流四家、柳生流一家、當流神陰流一家、四天流二家、寺見流一家、二天流兵法二家、二天一流兵法三家、雲弘流一家、新陰流兵法一家）、槍術五家（寶藏印流二家、加來流三家）、射術六家（竹林流二家、日置流一家、吉田當流一家、吉田流二家）、炮術九家（三破神傳流一家、大田流一家、隆安函山流一家、渡邊流一家、宇田長門流一家、御家御一流石火矢竝びに稻富一火流炮術一家、公儀御流儀一家、種子島流一家、西洋法高島流一家）、軍學五家（北條流兵法二家、山鹿流兵法一家、楠木流軍學一家、謙信流軍學一家）、柔術七家（四天流組討二家、揚心流柔術一家、當理流小具足一家、天下無雙流捕手一家、竹内流柔術一家、扱心流體術一家）棒・野太刀一家（眞道流）、陣具太鼓一家、犬追物一家、游泳二家が置かれた。

また職員としては、學校役人四名、學校横目付三名、學校付物書七名、學校定手傳五名、學校小細工二名、騎射場犬放役二名、門衛一名（晝夜交番）がいた（『資料』三、二一三頁及び『市史』史料編、九七一頁―九七三頁參照）。

3　生徒數について

時習館の生徒の概數は、講堂生が約三百七八十人、菁莪齋の居寮生は、設立時には十七名（内塾長一名）、嘉永安政期には二十七名であった。句讀齋生徒は、設立時には約四百七八十人、後年は約五百人、同じく習書齋生徒も約四百五十人、後年は約五百人であった。以下、算術師七家の生徒約百人、音樂師の門生約三十人、古實師の門生約五十人であった。武藝については、特に隆盛な流派の門下生は、五六百人以上もいて、少ない場合も百五十人は下らなかったとされる（『資料』三、二一四頁參照）。

4　經費について

寶曆五年（一七五五）の時習館設立の際は、學校經費として時習館に三十人扶持（五十四石）が支給され、寶曆十三年（一七六三）からは、三十人扶持のほかに銀百枚が支給された（『市史』史料編、九三一頁・九三六頁參照）。

また文化三年（一八〇六）には藩内の飽田郡上松尾村梅洞海邊に

「學料新地」の名目で新田を開發し、そこからの收入をもっぱら學校經費に充てた。さらに天保年間には同郡海路口村にも同様の新田を開いている。これらの新田開發に要した費用は、すべて藩の學校方の用金や藩主の側用金をもって支辨されていた（『資料』三、二〇一頁參照）。

二　時習館設立者の教育觀

「時習館學規」の考察に入る前に、（一）細川重賢の教育觀、（二）秋山玉山の教育觀を見ておきたい。

（一）細川重賢の教育觀

はじめに重賢の教育觀を檢討する。

藩校時習館の第三代教授高本紫溟（一七三八―一八一四）は、重賢の治績や言行をまとめた『銀臺遺事』のなかで、重賢の非常な勉強家ぶりを次のように記述している。

若くましましける程より、學文を好み給ひ、常に書籍を遠ざけ給はず、狩に出で給ふにも、必ずもたらしむ。日ごとに朝御膳すみては、かならず書を御覽あり、又月に六度の會業ありて、近侍の人々を召つどへてよみ給ふ。（中略）されば御一代に、會讀ありたる書籍、經・史・子・集數百卷におよべり(六)。

また前掲『銀臺遺事』には、重賢が荻生徂徠（一六六六―一七二八）門下の學者と盛んに交流していたとする次のような記述もある。

御年若くましましししとき、服部元喬、高野蘭亭など召して、詩會度々ありき、此人々をば、先生とて尊み給ふさま、もろこしにいへる、布衣の交りのためしなどにやと覺えき。殊に元喬は、詩のみにはあらで、萬の事をもとひはからせ給ひければ、『贈肥後侯』とて、心をつくして、書たるものなどもあり(七)。

ここで重賢が師事した服部元喬（一六八三―一七五九、南郭と號す）と高野蘭亭（一七〇四―一七五七）は、いずれも徂徠門下で古文辭派の學者である。かれらとの交流が重賢の教育觀の形成に大きな影響を与えたのではないかと思われる。

重賢の遺事を集めた『銀臺拾遺』（一名『肥後藩落穗集』）という書物の中に、重賢が秋山玉山に語ったという以下の言葉がある。

若き者共を導きくれるには、一所に橋をかけぬようにして向こうの河岸に渡しくれよ。川上の者は川上の橋を渡り、川下の者は川下の橋を渡り行かば、其の者共、廻り道なしに才能をなすべし。とにもかくにも河向こうの孝悌忠信の道にさへ、橋をかけてもらへば吾用には立つべし。其の橋の掛所は汝が心にあるべし(八)。

この重賢の言葉から、藩士一人一人の個性を尊重し、改革に役立つ有能な人材を育てたいという重賢の方針を讀み取ることができる。

（二）秋山玉山の教育觀

次に秋山玉山の教育觀を檢討する。

玉山は、享保八年（一七二三）、學才を認められて細川藩第四代藩主細川宣紀（一六七六―一七三二）の中小姓となるが、翌年江戸に上り、昌平黌で林鳳岡（一六四四―一七三二）に師事した。昌平黌では「（鳳岡）先生、其（玉山）の才學を奇愛し、講說の日に方り、己れ疾病あれば、玉山をして代らしむ」(九)ほどの俊才であった。また玉山は、詩文を通じて、蘐園一門（徂徠學派）とも深く交流し、「林門に出でて交道甚だ廣く、蘐園の徒に於て、南郭、仲英、蘭亭、鶴臺が輩と尤も歡をなす」(十)とされている。

玉山の學風について、時習館の助教を勤めた安野南岳（一七六一―一八二九）という儒學者が次のような談話を残している。

玉山先生は久しく林家へ行て居られ候。（玉山先生の）學は古注を本として新注を廢せずと云ふ學なり。（中略）林家の學は新注と雖も、此の邊の學とは異なり、先ず最初は『二十一史』や古注などを見て、力づきて後、新注を見候事なり。是も理あることなり。この邊の程朱學は、ただ『大全』ばかりを讀むなり。夫れにては大いに進むことは成り難し(十一)。

このように玉山は、古注を基調としながら、朱子の新注を排除しない、自由で包括的な學風によって子弟の教育にあたっていたことが窺われる。

以上、細川重賢と秋山玉山の教育觀について見てきたが、重賢と玉山が若いころから徂徠學派の文人と交流をもち、個性の伸張を肯定し、漢詩文の制作を奬勵する自由な學風に親しんでいたことが確認できた。

三　「時習館學規」の特色

秋山玉山が藩校時習館の學則として漢文で書いた「時習館學規」（以下、「學規」と略）の各條文を檢討し、そこに見える思想的特色を明らかにしたい。

なお今日傳わる「學規」には十三條と十七條の二種がある(十二)。十三條の版本としては、『資料』三（二〇二頁―二〇四頁）に收錄のものがあり、十七條の版本としては、『市史』史料編（九一一頁―九二〇頁）に收錄のものがある。本稿では、閱覽の便宜上、十七條本を定本として用いることとしたい。

また玉山は、「學規」の注釋書として和文の「時習館學規科條大意」（以下、「科條大意」と略）を著しているので、これについても、必要に應じて採り上げることとしたい。「科條大意」の定本は、『資料』三（二〇四頁―二〇九頁）に收錄のものを用いた。

原文の引用にあたっては、片かなや變體がなは平がなに改め、適宜段落を設けて、句讀點・濁點・括弧等を付した。漢文は、はじめに讀み下し文を揭げ、その後に原文を付した。字體は、舊字體を用い、異體字の類は正字に改めた。

以下では、「學規」の中から、（一）學業課程の大綱、（二）學生の成績評價及び罰則、（三）成績優秀者の表彰と「知行世減の法」に關する特色的な條文を採り上げて檢討を加えることとする。

（一）學業課程の大綱を定めた規定

はじめに時習館における學業課程を見ると、熊本藩士の子弟は、十歳前後より句讀齋に入り、十五六歳頃まで素讀を習い、併せて習書齋において習字を習う。素讀が修了した者は養蒙齋に入り、さらに學力が進むと年齢に關係なく講堂へ昇級した。優秀な學生は、二十歳前後で菁莪齋に入寮を認められ、その後は各自の能力と好むところに従い、勉學することができた（『資料』三、二一〇頁―二一二頁參照）。

以下、學業課程の大綱について、前文（藩校設立の目的）、第一條（句讀教授法）、第二條（漢文教授法）、第三條（經書講義法）、第四條（習書教授法）、第五條（童幼指導法）、第六條（『孝經』の尊重）、第七條（學業課程）、第九條（諷刺論文の會）の各條文を採り上げて檢討する。

㈠　前文（藩校設立の目的）

前文の冒頭には藩校設立の目的が次のように規定されている。

維れ寶暦五年乙亥の春、我が公、新に學館を興し、扁に「時習」と曰ふ。國の子弟をして業を其の中に肄はしむ。（中略）尊經堂を設け、教授及び訓道官を置き、後生を誘掖せしむ。典籍藏する有り。廩饌給する有り。群居して古へを稽へ、相觀て善くする「藏し、修め、息ひ、游び」（『禮記』學記）、「豫めし、時し、孫し、摩き」（『禮記』學記）、斯に絃誦し、斯に揖讓し、又從つて斯に涵泳し、其の耳目をして、異物に觸るるも遷らざしむるは、人倫を敦くし英才を育て、國の用に供する所以なり。

（維寶暦五年乙亥春、我公、新興學館、扁曰「時習」。令國之子弟肄業於其中。（中略）設尊經堂、置教授及訓道官、誘掖後生。典籍有藏。廩饌有給。群居稽古、相觀而善。「藏、修、息、游」、「予、時、孫、摩」、絃誦於斯、揖讓於斯、又從而涵泳於斯、使其耳目不觸異物而遷焉、所以敦人倫、育英才、而供國之用也。）

前文には「人倫を敦くし英才を育て、國の用に供する」とあり、時習館の設立目的が、藩に役立つ人材の育成にあったことが明言されてる。玉山は、開校に先立つ寶暦四年（一七五五）十二月に「（學校は）人材鎔鑄の所にて候へば、生徒の才に随ひ教育勿論に候」（『市史』史料編、九三〇頁）と述べている。

江戸時代の身分制度のもとでは、幕府や藩に必要な人材は、各身分階層から身分に應じて供給されたから、新たな人材を育成しなければならないという觀念は乏しかった。從來の藩校は、金澤藩の藩校明倫堂が「四民教導」を掲げていたように、武士や町人・百姓の風俗教化を目的としていた。これに反して時習館は。明確に藩に役立つ人材を養成することを目的として作られたことに特色があった(十三)。

さらに前文は、時習館における教學の大綱を次のように定めている。

其の教へは、則ち「文・行・忠・信」、其の書は、則ち『詩』・『書』・『易』・『春秋』・『三禮』、其の事は、則ち禮・樂・射・禦・書・數なり。

（其教、則「文・行・忠・信」、其書、則『詩』・『書』・『易』・『春

秋』・『三禮』、其事、則禮・樂・射・禦・書・數。）

「文・行・忠・信」は、『論語』述而篇の「子は四つを以て教ふ。文・行・忠・信」を引く。朱子の『論語集注』には、「程子曰く、『人を教うるに文を學び、行を脩めて、忠信を存するを以てす』と。忠信は本なり」（教人以學文、脩行、而存忠信也。忠信、本也）とある。「文」は古典の學習、「行」は德の實踐、「忠」は誠實な行い、「信」は人を欺かない信義をそれぞれ時習館の教えの基本にすえたものと考えられる。そのうえで、學生が學ぶべき書として、『詩』・『書』・『易』・『春秋』・『三禮』の五經を掲げ、また修めるべき學科として、禮・樂・射・禦・書・數の六藝を擧げる。玉山は、四書（『大學』・『中庸』・『論語』・『孟子』）を擧げていないので、徂徠學派と同じく、四書よりも五經を重視していたことが窺われる。

2　第一條（句讀教授法）

本條は、句讀の教授法について次のように定めている。

先づ『孝經』・『論語』を授け、次に『五經』諸書に及ぶ。皆須く謹愼聽受すべし。進退安詳にして、劇談大笑、旁聽に聒しく有ること毋かれ。讀書の法は、眼到るを要し、口到るを要し、心到るを要す。亦必ず遂句遂讀、語音朗然として、平上去入、四聲差はず、「焉・哉・乎・也」（十四）の一字も漏らさず、務めて誦に躓かざるに至れば、則ち名づけて「三到」と爲す。（中略）若し唔咿含糊、缺伸厭倦、席を起ち堂を下り、擧止草率、履舃亂錯する者には罰有り。其の之が師爲る者も、亦威儀を整飾して、後進を表率せんことを須要とす。尸位素餐して、因りて怠惰を生ずべからず。

（先授『孝經』・『論語』、次及「五經」諸書。皆須謹愼聽受。進退安詳、毋有劇談大笑、聒於旁聽。讀書之法、要眼到、要口到、要心到。亦必遂句遂讀、語音朗然、平上去入、四聲不差、「焉・哉・乎・也」、一字不漏、務至於背誦不躓、則名爲「三到」矣。（中略）若或唔咿含糊、缺伸厭倦、起席下堂、擧止草率、履舃亂錯者、有罰。其爲之師者、亦須要整飾威儀、表率後進。不可尸位素餐、因生怠惰。）

句讀の授業は、はじめ『孝經』・『論語』から始められた。「科條大意」には「十歳前後より十五六歳に至るまでの子弟を訓ず。『孝經』・『論』・『孟』・『學』・『庸』・『五經』及び『唐詩類』・『文選』に限る」（『資料』三、二〇五頁參照）とある。

句讀を授ける要領について、「眼到るを要し、口到るを要し、心到るを要す」を擧げ、「『三到』となす」としている。これは漢文を正確に背誦（暗誦）することの有用性を説いたものであるが、朱子が『童蒙須知』で述べている「讀書に三到有り。心到、眼到、口到を謂ふ」（讀書有三到。謂心到・眼到・口到）をふまえた規定であると考えられる。

また本條は、句讀生に對して、唔咿含糊（不明瞭な發聲）・缺伸厭倦（欠伸などの倦怠的な態度）・勝手に席を起ち、教室を出ること・擧止草率（粗雑な振る舞い）・履舃亂錯（履物を亂雜に脱ぎ捨てる）等の行爲を禁じ、反する者は罰すると定めていた。

さらに句讀師に對しても、威儀を正して、後進の模範となるべき

であり、祿を食みながら職務を果たさない「尸位素餐」（『漢書』楊胡朱梅云傳）(十五)を戒めていた。

中國・明代の總合行政法典である『明會典』(十六)國子監（以下、萬曆十五年版を參照）にも「尸位素餐、因りて怠惰するべからず」（不可尸位素餐、因而怠惰）の條文が見える。

3　第二條（漢文教授法）

本條は、漢文の教授法を次のように定めている。

書は背誦を須ひ、誦は華音を須ふ。否らざれば、則ち四聲明らかならず、同訓相混じ、字位或ひは易はり、助語或ひは脫し、以て文辭の用に供するに足らざるは、和讀の陋なり。故に書は背誦を必し、誦は華音を必す。而る後、齊・楚ここに化し、彼此一なり。是れ之を「莊嶽の閒に處く」（『孟子』滕文公章句下）の術なり。

（書須背誦、誦須華音。否、則四聲不明、同訓相混、字位或易、助語或脫、不足以供文辭之用、和讀之陋也。故書必背誦、誦必華音。而後、齊楚化焉。彼此一焉、是處之莊嶽之閒之術也。）

本條は、漢語で書かれた經書や史書を讀むには、訓讀（日本語で讀み下す）ではなく、華音（中國語）による暗誦を必要とした。ちなみに荻生徂徠は、『譯文筌蹄』の「題言十則」の中で漢文を和訓する弊害について次のように述べている。

此方の學者、方言を以て書を讀み、號して「和訓」と曰ふ。諸を訓詁の議に取れり。（中略）但だ此方には自ら此方の言語あり、中華には自ら中華の言語有り。體質本より殊なり、何に由りて脗合（ふんごう）せん。是れを以て和訓廻環の讀み、通ずべきが若しと雖も、實は牽强たり(十七)。

（此方學者、以方言讀書、號曰、「和訓」。取諸訓詁之議。（中略）但此方自有此方言語、中華自有中華言語。體質本殊、由何脗合。是以和訓廻環讀、雖若可通、實那爲牽强。）

徂徠が華音主義を主唱した理由は、彼が「中國語」と「日本語」の違いを本質的なものとみて、和訓による漢文讀解法では、一見意味が通じているように思えても、原典の意味内容を無理にこじつけ、歪めることとなると解したからである。本條の起草者玉山も徂徠と同様の見解であったと考えられ、玉山の學風が古文辭派の影響を强く受けていたことを窺うことができる。

また玉山は、華音の導入に關して、「科條大意」で次のように說明している。

我が藩、幸いに崎陽に近し。此の師を置くこと難からず。延喜式大學寮に漢語師あり(十八)。故に今この師を立つ。未だ其の人を得ざるがゆえに、まづ姑く和音にて從頭直下背誦せしむ。庶はくはこれを文辭を措くに脫誤顚倒なからんことを。它日かならず譯學を置くべし。

熊本藩は、西國諸藩とともに崎陽（長崎）に常駐の役所を設置していた。そこから玉山は、長崎の唐通詞の指導を得て、漢語師（中國語教師）を置くことを企圖したものと考えられる。しかしそれが實踐されたかどうかの記錄は未詳であり、單なる提言に止まったのではないかと思われる。

4　第三條（經書講義法）

本條は、講堂における經書の講義について次のように定めている。

經義に疎通せる者を擇んで、毎月三と八の日を以て、尊經堂に於いて講說す。必ず襟を斂めて正座し、從容として教諭し、主に「孝・弟・忠・信」、「師を隆び、友に親しむ」(十九)の說を以てすべし。務めは、紀綱秩然として、矜式と爲すに足るに在り。而して其の堂に赴き、班に坐する者は、少長必ず順ひ、尊卑必ず序す。亦須らく誠心聽受すべし。傲慢喧聒(けんかつ)にして、禮法に乖くこと有るを得ず。違ふ者には罰有り。

（擇經義疎通者、每月以三八日、講說於尊經堂。必須斂襟正座、從容教諭、主以「孝・弟・忠・信」、「隆師、親友」之說。務、在紀綱秩然、足爲矜式。而其赴堂坐班者、少長必順、尊卑必序。亦須誠心聽受。毋得傲慢喧聒、有乖禮法。違者有罰。）

時習館では、初級課程の句讀齋・習書齋から蒙養齋を經て、さらに學力が進むと年齡に關係なく講堂へ昇級できたが、それに必要な學力としては、『考經』・『大學』・『中庸』・『論語』・『孟子』及び『五經』の素讀を修得し、『左傳』を獨りで讀みこなせるようになり、さらに經文の意味内容を多少は理解できるようになった段階とされていた（『資料』三、二〇二頁參照）。

また講堂における講義内容について「科條大意」は次のように述べている。

朝五つ時より始む。尊經堂に於いてす。即ち彝倫(二十)堂なり。教授之を主る。事故あれば、訓導官これに代る。『孝經』・『論孟』、『詩』・『書』二經を循環して講說すべし。朱子『小學』・『白鹿洞學規』の類も時あつて有るべし。它の經および『學庸』二書の如きは、汎く聽衆に施しがたし。皆會讀正業たるべし。

時習館では、上記の講義が行われる講堂を「尊經堂」と稱していたが、玉山がそれを「即ち彝倫堂なり」としたのは、中國で經書の講義をする場所を「彝倫堂」と稱したことをふまえてのことではないかと考えられる。『明會典』にも「彝倫堂にて日に直し、禮儀を整點し、班次を序立す」（於彝倫堂直日、整點禮儀、序立班次）との條規が見える。

5　第四條（習書教授法）

本條は、習書の教授法を次のように定めている。

筆論に精熟せる者を擇んで、蒙穉(もうち)に誨ふるに把筆法及び『千文』・『急就章』等の書を以てす。稍長ずれば、古への名法帖に依るを要す。歐・虞・顔・柳(二十一)、唯だ其の好む所なり。

（択筆論精熟者、誨蒙穉以把筆法及『千文』・『急就章』等書。稍長要依古名法帖。欧・虞・顔・柳、唯其所好。）

習書齋の生徒は、句讀齋と同じく十歳前後の幼少年を對象としたことから、授業を受ける際の態度についても、次のような定めを置いていた。

務めて机案の整齊、筆硯の潔淨を要す。（中略）若し衣裾淋漓(いきよりんり)として、窓壁塗汚し、狼藉を致す者有らば究治す。

（務要机案整斉、筆硯潔浄。（中略）若或衣裾淋漓、窓壁塗汚、有致狼藉者、究治。）

これは悪ふざけをして、墨で衣服を汚し、窓や壁を汚す者は、罰するとの規定であるが、一方で玉山は、「科條大意」の中で、「然れども童子の性は游戯を好む。強ひて責罰すれば、（中略）却て過嚴の害を成すことあり」として、子どもを「束縛し、これを馳驟（ちしゅう）すること牛馬の如くするは、『菁莪』（『詩』小雅、菁菁莪者我序）育才の本意にあらず」と述べ、伸び伸びとした雰囲気の中で自然の成長を期する教育方法を提唱している。

6　第五條（童幼指導法）

本條は、童幼（幼少年）に對する指導を次のように定めている。

善き容（かたち）の者を擇んで、童幼に訓ふるに「定省」（二十二）「視膳」（二十三）及び「洒掃」「應對」「坐立」「進止」（二十四）等の儀を以てす。皆諄々然として遵守して失ふこと毋れ。「幼成は天性の如く、習慣は自然の若し。」（『論語』子張篇）、即ち爲學の基は、「卑きより高きに升る」（『近思錄』序）の道なり。

（擇善容者、訓童幼以「定省」「視膳」及「洒掃」「應對」「坐立」「進止」等之儀。皆諄々然遵守毋失焉。「幼成如天性、習慣若自然」。即爲學之基、「自卑升高」之道也。）

幼少年に對する學科の教授法としては、すでに見たように、第一條（句讀教授法）及び第四條（習書教授法）があった。本條は、幼少年が修得すべき德行として、「定省」（子が親によく仕えること）、「視膳」（子が親に供する食事を疎漏のないように注意すること）、「洒掃」（掃除）、「應對」（受け答え）、「坐立」（すわったり立ったりする動作）、「進止」（立ち居振る舞い）を擧げている。いずれの德行も『孝經』・『論語』・『大學』等の儒教經典に由來するものである。

また『科條大意』は、幼少年にこれらの德行を教える際に留意すべき點を次のように述べている。

木を植える者は、十年の後に利あり。德を種える者は、百年の後に利あり。士を誨（おし）へる亦爾り。已上の如くおしへ成さば、二三十年の後に成立して風俗一變、人倫始めて明らかにして、國用に供するに足らん。（中略）もし氣短にして旦夕に效を求めんとせば、久しからずして壞れなん。深謀遠慮して、小利を見ること無くんば、國家幸甚なり。

以上からは、人材の育成には、幼少年の頃からの長期的展望に立った教育が必要であるとの玉山の思想が示されている。

7　第六條（『孝經』の尊重）

本條は、『孝經』を尊重すべきことを次のように定めている。

一たび孝立たば、百行之に從はん。故に吾が東邦の孝謙天皇（二十五）、天平寶宇元年四月、天下に詔して、『孝經』一本を家藏せしむ。後漢光武（二十六）の時、學官を建て、孝經師一人を置く。亦皆「本を務むる」の義、教へを愼しむことの由りて立つ所なり。因つて童子をして先づ『孝經』を受けせしむ。朝に繙（ひもと）き暮に繹（たず）ね、「斯に從事し」（『論語』泰伯篇）以て學問の本領と爲さば、則ち邪辟の心、よりて入る莫くして、培養の道成らん。

（一孝立焉、百行從之。故吾東邦孝謙天皇、天平寶宇元年四月、詔天下家藏『孝教』一本。後漢光武時、建學官、置孝經師一人。亦皆「務本」之義、愼教之所由立也。因令童子先受孝經。朝繙

暮繹、「從事於斯」、以爲學問本領、則邪辟之心、莫自而入、而培養之道成矣。）

本條において玉山は、『孝經』が儒家の經典として古くから尊重されてきた歴史を振り返り、『孝經』を教學の基本に置くことを明言した。時習館の開校式では、藩主臨席のもとで、自ら『孝經』の講義を行っている。

8　第七條（學業の課程）

本條では、時習館における學業の課程を次のように定めている。

學業は須く嚴に課程を立つることを要すべし。『孝經』・『論語』一科、『易』・『書』・『詩』一科、『春秋』三傳一科、『周禮』・『二戴記』一科、これ正業と爲す。古義を主とすと雖も、新注を廢せず、彼此を參考し、必ず至當に歸して止む。

（學業須要嚴立課程。『孝經』・『論語』一科、『易』・『書』・『詩』一科、『春秋三傳』一科、『周禮』・『二戴記』一科、是爲正業。雖主古義、不廢新注。彼此參考、必歸至當而止。）

本條は、古注を基調としながら、朱子の新注を排除しない、両方を參照して、正しい解釈を追求すべきであるとする自由で包括的な時習館の學風をもっともよく表した規定であると考える。

また本條は、學業の進め方について次のように定めている。

毎歳輪會し、終はりて復た始む。宜しく循環の如くすべし。而して其の業を執るや、會講有り、復講有り、背誦有り、獨看有り。會講は其の討論を致し、復講は其の厭飫（えんよ）を致し、背誦は其の洽浹（しょうこう）を致し、獨看は其の靜一を致す。皆一科なり。毎會必ず訓導一人有りて、後生を誘進し、工課を催督し、日夕更番して、閒缺無からしむ。

（毎歳輪會、終而復始。宜如循環。而其執業也、有會講、有復講、有背誦、有獨看。會講致其討論、復講致其厭飫、背誦致其洽浹、獨看致其靜一。皆一科也。毎會必有訓導一人、誘進後生、催督工課、日夕更番、令無閒缺。）

ここでは、學業が講釋だけに固定化されることを排し、會講・復講・背誦・獨看という多様な學習形態が循環的に行われることが企圖されている。とくに參加者同士の對等・自由な討論を本旨とする會講（會讀）は、江戸時代の十七世紀末から十八世紀初めにかけて登場した儒學の學習方法の一つであるが、時習館の開校に先立つ寶暦四年（一七五四）十二月、長岡總教（學長）の名で出された達文の一節に「成人の輩、會讀等に罷り出候義は、儒官門人の外たりとも勝手次第、前以て儒官の内へ申し入るべき事」（『資料』三、一九七頁參照）とあるように、時習館は會讀を藩校教育のなかに採用した先驅と考えられる。

さらに本條は、經學以外の學問の必要性について次のように定めている。

然る後旁ら史・子・百家に及ぶ。凡そ歴代の治亂、地理の沿革、文物制度、樂律書算も亦皆涉獵して遺す無し。古へに通じ、今に達し、短を舍て長を取らば、「博くして要寡し」（『史記』太史公自序）の謗りを免るるに庶かし。

（然後旁及史・子・百家、凡歴代治亂、地理沿革、文物制度、樂

律書算、亦皆渉獵無遺。通古達今、舎短取長、庶免「博而寡要」之譏焉。）

「科條大意」にも「旁業の内、三史・五子等は、會讀准經なり。六經みな史なり。史學疏なれば、經學密なること能はず。（中略）歴史諸子みな六經の羽翼なり」とあり、經書と同様に史學の教訓性を重視していたことがわかる。

なお本條では、毎月の會講等の期日が次のように定められていた。

初一日假（やすみ）、初二日會講、初三日說經、初四日背書、初五日初六日復講、初七日背書、初八日說經、初九日初十日背書
十一日會講、十二日復講、十三日說經［講後言詩］
十四日背書、十五日假（やすみ）、十六日會講、十七日背書、十八日說經
十九日復講、二十日背書、二十一日會講、二十二日背書
二十三日說經、二十四日復講、二十五日會講、二十六日背書
二十七日復講、二十八日說經［講後論文］、二十九日背書
三十日考課

以上からは、月の初日と十五日を休日にはさみ、他の日は會講・說經・背書・復講を循環的に行い、三十日には試驗を實施するという課程が立てられていたことがわかるが、『明會典』にも、次のような規定が存在している。

初一日假、初二日初三日會講、初四日背書、初五日初六日復講
初七日背書、初八日會講、初九日初十日背書、十一日復講
十二日十三日背書、十四日會講、十五日假、十六日十七日背書
十八日復講、十九日二十日背書、二十一日會講
二十二日二十三日背書、二十四日復講、二十五日會講
二十六日背書、二十七日二十八日復講、二十九日背書
三十日復講

これを見ると、學業の期日を立てるにあたり、『明會典』の條文を參考にしたのではないかと考えられる。

9　第九條（詩文の會）

本條は、詩を學ぶことの意義を次のように述べている。

詩は「心の聲」なり。物に感ずるに足る。文道の輿（くるま）なり。諸れを遠くに行（や）るべし。「興・觀・群・怨」の用、「經國不朽の典」は、斯の二者に非ざるものは、君子の業、將に何を以てか後世に傳へんや。「游夏の徒」と雖も、蓋し亦學びて後、之を善くす。況んや後世をや。諷詩論文の會を立つ。

（詩「心聲」也。足感於物。文道輿也。可行諸遠。「興・觀・群・怨」之用、「經國不朽之典」、非斯二者、君子之業、將何以傳後世哉。雖「游夏之徒」、蓋亦學焉而後善之。況後世乎。立諷詩論文之會。）

この條文をうけて「科條大意」は、詩文教授の方法を次のように述べている。

毎月十三日詩會なり。宿題は律絕各一首に、即題は分韻限字なり。古詩歌行（かこう）は、たまたま有るべし。毎月二十八日文會なり。先生刪潤批評の閒は、諸生に命じて詩を賦し、或は古文を譯せしむ。翌月の詩文即日出題す。題牌（だいはい）あり。壁上に掛在（かざい）す。諸生おのおの來見るべし。告報することを要せず。其詩文みな來呈

して政を乞ふべし。傲慢無禮なることを要せず。もし詩文成らざるものは名牌を反し掛く。詩文即日成らざるものは「集中」に加ふることを得ず。詩文成卷の後に國子總教に達す。點儉おわつて公覽に供す。俗人の敢て窺ふことを許さず。永く館中に藏めて永々に傳示す。散逸することを許さず。又稿を私して不藏なること勿れ。郊外の民生しばしば來往すること能はざるものは、豫め友生に托して、題を乞ひ政を乞ふべし。其おくれて呈する者は「集中」に載することなし。

玉山は「詩文を以て一時に冠冕（第一等）たり、また工に字を作り、短章片墨と雖も、人の爲に傳へらる」[二十七]とされたほど、詩文をもって世に知られた人であり、前述したように、詩文を通じて、蕞園一門（徂徠學派）とも深く交流した。本條は、このような玉山の經験をふまえて書かれたものと考えられる。

（二）學生の成績評價及び罰則に關する條文

ここでは、學生の成績評價を定めた第八條（考課の法）、罰則を定めた第十條（集愆簿）、學生の出欠や點數を記錄する簿册について定めた第十一條（通知簿）・第十二條（勘考簿）・第十三條（講誦簿）の各條文を檢討する。

㈠　第八條（考課の法）

本條は、考課についての基本的な考え方を定めた條文である。はじめに考課を行う目的について次のように規定する。

『記』に曰く、「比年に學に入り、年を中てて考校し、一年にして經を離ち、志を辨ずるを視る。三年、業を敬し、群を樂しむを視る。五年、博く習ひ、師に親しむを視る。七年、學を論じ、友を取るを視る。之を小成と謂ふ。九年、類を知りて通達し、强立して反せず。之を大成と謂ふ」と。蓋し考へず視ざれば、將に怠りて玩ばんとす。玩べは斯ち弛み、弛めば斯ち厭ひ、厭へば斯ち廢し、廢せば斯ち落ちん。豈能く殖うる有らんや。是れ學の大患なり。故に日に省りみ、月に考へ、時に試し、歲に課し、其の藝業を等りて之を進退するは、勤惰を督し、作輟を驗する所以なり。

（『記』曰、「比年入學、中年考校、一年視離經辨志。三年視敬業樂群。五年視博習親師。七年視論學取友、謂之小成。九年知類通達、强立而不反、謂之大成。」蓋不考不視、將怠而玩。玩斯弛、弛斯厭、厭斯廢、廢斯落。豈能有殖乎、是學之大患也。故日省月考。時試歲課。等其藝業而進退之。所以督勤惰驗作輟也。）

『記』は『禮記』をいう。『禮記』は、漢の戴聖が中國の周から秦・漢代にかけて儒學者の禮に關する記錄を編纂した書物である。そのうち『禮記』學記篇は、學問の在り方を論じている。本條は、『禮記』學記篇の一節を引いて、一年、三年、五年、七年、九年という修業年數に応じた到達目標を定め、その達成度を計る手段が試験を行う目的であるとしている。

さらに試験の結果、不合格となった學生に對する措置は、次のようであった。

古へは三年にして一經に通ず。其の通ぜざる者は、學を移し習

を易へ、以て變有るを觀るは、之を俟つの道なり。九年に至りても業成らざる者は、罷め歸らしむ。年限を過ぐと雖も、才かに成立に近き者は、又學に留まり業を卒ふるを聽す。

（古三年通一經、其不通者、移學易習。以觀有變。俟之之道也。至九年業不成者、罷歸、雖過年限。才近成立者、又聽留學卒業。）

このように時習館では、成績不振の原因を一方的に學生の責任とはせず、「學を移し習を易へ」、三年閒を一年限として、新たな環境のもとでやり直す機會を都合九年閒も与えていた。こうした寛容な制度を取り入れた理由について、玉山は、「科條大意」の中で次のように述べている。

學問の法は群を樂しみ、業を敬するにあり。故に優游漸磨して日に將み、月に就り、覺へず變化せんことを要す。もし責むるに旦夕の效を以てせば、助長の病を生じ、大いに教へを害すべし。ただ群書を蓄へ、その中に蠹魚の群を成し他物を嗜むことを知らず。涵泳舞踏して自然に道に進まんことを要す。これ禮樂の遺意なり。

玉山は、學問の本質は『禮記』にある「敬業樂群」（學業を尊び、學友との交際を樂しむ）にあると解していた。そして學生に對しても、ゆったりとした心で、深く味わいながら自己を磨きつつ、日進月歩することを期待したものと考えられる。これは學生一人一人の個性を尊重しながら、その能力の伸長を圖るという玉山の學問觀・教育觀を反映したものであり、また藩主重賢の「若き者共を導きくれるには、一所に橋をかけぬようにして向こうの河岸に渡しくれよ」（前出『銀臺拾遺』）との言葉をふまえた教育方針であったといえよう。

以上のような教育思想に裏付けられて、時習館における柔軟かつ寛容な教育方針が定められたものと考えられる。

2　第十條（集愆簿）

本條は、學生に對する罰則の在り方を次のように定めている。

凡そ各齋は、務めて整飾なら令め、常に潔淨を加え、几席從横し、書帙亂抽し、烟器茶甌、敢て紛糅を致す者を許さず。又異色閑雜の人等は、輒入するを許さず。若し其れ館に在る生員にして、學規に遵はず、禮法に乖戻し、敢て毀汚作踐する者有れば、責有り。初犯は記錄し、再犯は密かに繩愆廳より究治す。尚猶悛めざる者は、同人「鼓を鳴らし之を攻め」（『論語』先進篇）、即時放遣して、永く「君子の林」（『漢書』司馬遷傳）に齒せず。古へ「榎楚の二物は、以て其の威を收め」（『禮記』學記）、後世は竹篦（二十八）を用ひて、三下若しくは五下若しくは十下を決す。罪の輕重に從ひ必ずしも執泥せずして可なり。

（凡各齋、務令整飾。常加潔淨、不許几席從横、書帙亂抽、烟器茶甌、敢致紛糅者。又異色閑雜人等、不許輒入。若其在館生員、不遵學規、乖戻禮法、敢有毀汚作踐者、有責。初犯記錄、再犯密從繩愆廳究治。尚猶不悛者、同人「鳴鼓攻之」、即時放遣、永不齒「君子之林。」古者「榎楚二物、以收其威」、後世用竹篦、決三下若五下若十下。從罪輕重。不必執泥可也。）

本條は、學生に教室内の整理整頓と清潔の維持を求め、部外者の

立ち入りを禁止し、違反者に對する處罰の在り方を定めた規定であるが、『明會典』には同樣な内容を定めた次のような規定が存在している。

堂宇宿舍は、各々整飭を俱ふ。什物を應用し、皆已に備具し、務めて常に潔淨を加ふる在り。閒雜人等は、輒入するを許さず。其の學に在る人員、敢へて毀汚作踐する者有れば、繩愆廳より糾察懲治す。

（堂宇宿舍、俱各整飭、應用什物、皆已備具、務在常加潔淨。閒雜人等、不許輒入。其在學人員、敢有毀汙作踐者、從繩愆廳糾察懲治。）

「繩愆廳」とは『周書』冏命（けいめい）に「監丞は繩愆廳を掌る」とあるように、中國古代からの機構名の一つで、明・清代においては、學生の勤惰を監察した部署である。國子監に設けられた監丞が掌理していた。

また「集愆簿」とは、學生の違反行爲を記錄する帳簿であるが、『明會典』には次のような規定がある。

監丞に「集愆册」一本を置立し、各堂の生員、凡そ學規に遵はざる有れば、すなはち究治す。仍て將に犯す所を、文册に附寫し、以て通考に憑る。初犯は紀錄し、再犯は竹笞五下を決し、三犯は竹笞十下を決す。

（監丞置立集愆册一本。各堂生員、凡有不遵學規、即便究治、仍將所犯附寫文册、以憑通考。初犯、紀錄。再犯、決竹笞五下。三犯、決竹笞十下。四犯、照依前例、發遣安置。）

以上から玉山は、本條を起草するに際して、『明會典』の制度を參考にしたと考えられるが、違反者に對する罰則については、『科條大意』の中で「明の制は竹篦痛決なり。然れども彼此俗を殊にし、古今宜しきを異にするが故に、今必ずしも拘泥せず」と述べている。竹篦痛決とは、竹で掌などを打つ行爲であるが、これは玉山が體罰に對して否定的な考えを持っていたことの表れと解することができる。このことは、第四條（習書教授法）の童子に對する指導方法の中にも窺うことができた。

しかし改悛の情が認められない者に對する重い制裁として、玉山が擧げている「鳴鼓攻之」は、集團で激しく詰問すること、「不齒君子之林」は、その人閒を社會的に排除する「絕交」を意味し、見方によっては、體罰以上に重い制裁であったと考えられる。

さらに教育學者の多田建次によれば、熊本藩には藩士子弟の文武上達のため、城下の各地區ごとに鄉黨・鄉黨連・連などと呼ばれた青少年の集團が存在し、仲閒の「申合」を破った者には、その程度に應じて、「訊問」から「絕交」にいたる制裁が加えられた。とくに仲閒から絕交を申し渡された者は、社會的廢人たることを余儀なくされた。また連は排他性が强く、些細なことからしばしば他の連との爭いに發展した。爭いの裁決は、時習館の教官に委ねられ、罰則には館内留置・自宅謹愼・面會禁止などがあり、相手を傷害しても嚴罰は受けなかったが、抜刀すれば理由の如何によらず切腹を命じられたという(二十九)。

幕末の思想家横井小楠（一八〇九―一八六九）は、時習館の居寮

長時代に著した『戊戌雑志』（天保九年）という随想録の中で、少年同士の刃傷事件に關して次のような感想を述べている。

五月念一日、崎村某は竹居某を刃（き）りて死（ころ）す。是より先、辛卯の歳に井澤某の事有り。皆卯角（そうかく）の童子、紛爭を以て殺刃に及ぶ。或ひと云ふ、「我が藩、士気の盛んにして、童子すら尚ほ窘辱（きんじよく）を受けず、他の能く及ぶ所に非ざるなり」と。吾は則ち然りとは謂はず。是れ節に苦しむなり、節を尚ぶには非ざるなり（三十）。

（五月念一日、崎村某刃竹武居某死。先是辛卯歳、有井澤某事。皆卯角童子、以紛爭及殺刃。或云、「我藩、士気之盛、童子尚不受窘辱。非他之所能及也。」吾則不謂然。是苦節也。非尚節也。）

小楠は、このような事件の續發は、藩の名譽にはならないとし、連同士の無意味な反目が少年たちを惨劇に巻き込んだことを慨嘆し、連の在り方について疑問を呈していた。

3　第十一條（通知簿）・第十二條（勘考簿）
第十三條（講誦簿）

この三箇條は、評價の基礎資料となる學生の出缺や點數を記錄するために、實際に用いられた簿册に關する條文である。

第十一條は、「通知簿」について次のように定めている。

凡そ諸生の學に入りて業を肄ふ者は、姓名・鄉里・年庚及び入館の歳月を詳記し、以て他日の積分通考に備ふ。

（凡諸生入學肄業者、詳記姓名・鄉里・年庚及入館歳月、以備他日積分通考。）

「積分」とは、平常點のことで、考査の點數を逐次累積したものをいう。やはり前條でみた『明會典』にも「積分の法は、孟月に、本經義一道を試し」（積分之法、孟月、試本經義一道）との條文が存在している。

次に十二條は、「勘考簿」について次のように定めている。

文簿一扇、上に於いて生員姓名を横列し、下に界畫して十方と作す。一月を通して三十日と作し、每月坐班一日にして、紅圈を印す。如し事故有らば、黑圈を用ひて名每に記す。坐班すること七百圈に至りて、班一等を升す。

（文簿一扇、於上横列生員姓名、於下界畫作十方。一月通作三十日、每月坐班一日、印紅圈。如有事故、用黑圈記每名。至坐班七百圈。升班一等。）

勘合簿とは、學生の出欠を記錄する簿册である。「科條大意」は、「是れ明の國子監の制なり」として、時習館で用いる勘合簿は、『明會典』に依據していることを明らかにしている。『明會典』の該當條文を擧げれば、以下のとおりである。

生員は各堂に坐堂し、勘合文簿を置立す。上に生員の姓名を横列し、下に界畫して十方を作す。一月を通じて三十日と作し、坐堂すること一日で紅圈一箇を印す。如し事故有れば、黑圈を用ひて名每に記す。須らく坐堂すること圈七百の上方に至れば、率性堂に升るを許すべし。

（生員坐堂、各堂置立勘合文簿。於上横列生員姓名。於下界畫作十方、一月通作三十日。坐堂一日、印紅圈一箇。如有事故、用黑圈記。每名須至坐堂圈七百之上、方許升率性堂。）

さらに第十三條の「講誦簿」についても同様のことがいえる。同條は、「講誦簿」について次のように定めている。

簿書一本、毎日本名の下に、誦する所、習ふ所を書寫して、以て稽考に憑る。

（簿書一本。毎日於本名下、書寫所誦所習。以憑稽考。）

「科條大意」にも、「講誦簿」について「會讀・復講・背書等の日課を記する帳面なり」とあるが、同じく『明會典』の該當條文を擧げれば、次のとおりである。

凡そ生員日講、務めて講誦簿を置く。毎日須らく本名の下に、講ずる所、誦ずる所、習ふ所を書寫し、以て稽考に憑るべし。（凡生員日講、務置講誦簿。毎日須於本名下、書寫所講所誦所習、以憑稽考。）

以上から時習館が『明會典』の條文を大いに參考にしながら、學生に對する罰則や出欠・成績記錄の管理に對して、きわめて緻密な對策を取っていたことがわかる。

（三）成績優秀者の表彰と「知行世減の法」について

ここでは、成績優秀者の表彰と「知行世減の法」の關係について檢討する。

はじめに時習館で實施されていた表彰制度について、明治維新後に旧熊本藩から文部省に上げられた報告書は次のように述べている。

毎日生徒の精惰を儉し、毎年十二月に至り、文藝出精の生徒を調査して、之を總教に進達し、總教は之を藩主に上達す。明年正月十三日、開講の節に於いて總教より賞詞あり。句讀・習書三年閒匪懈の者は、金子を賞與し、六年閒匪懈なれば賞詞し、九年閒相變はらず出精すれば、白銀を賞與す。（略）講堂生賞美の順序は、概ね入學初年より六年閒出精學業進歩すれば、其の明年七年目に賞詞あり。後八、九年相變はらず出精進歩すれば、藩主紋附の麻上下を賞與し、猶ほ又多年出精の生徒へは同じく時服（小袖帷子の類）を賞與す。（略）居寮生の中、才器格別衆に超へて出精し、學業進歩の者へは心附として毎歳銀五枚、或ひは米十俵を給與せり（『資料』三、二一一頁參照）。

このように時習館では句讀齋・習書齋から菁莪齋に至るまでの全ての課程できめ細かな表彰制度が設けられていた。しかし時習館の優等生としてのキャリアが、その後、藩の中でどのような位置づけを与えられたかについては、熊本藩の政治行政制度との關わりの中で見ていく必要があると考える。

そこで以下、藩主重賢が寶暦六年（一七五六）に制定した「知行世減の法」を採り上げ、それが時習館の教育の在り方に与えた影響について考えてみたい。

寶暦の藩政改革を斷行し、時習館の創立者である藩主重賢が制定した「知行世減の法」は、旧來の熊本藩士に与えられていた世祿制度に大きな變革をもたらした。すなわちこの法の制定以後、熊本藩士の扶祿には、舊故と新知との區別が生まれた。前者は、慶安二年（一六四九）以前からの家臣として、親の跡目をそのまま相續できる

世襲祿だが、後者は、慶安三年（一六五〇）以後に仕官した者として、父の勤務成績と子の才能次第で相續高が増減される仕組みであった。父が致仕するか死去した場合、父の功績と嗣子の行狀及び文武成績とを考量して、拔群な場合には祿高を減じないが、いわゆる可もなく不可もなくの場合には、父の祿高を幾らか減じて相續させるのが例とされた。

「知行世減の法」の制定以來、藩士子弟閒には、家名を重んじて文武兩道に精進する氣風が旺盛となったとされる。また「知行世減の法」は、旧態依然とした門閥制度の下における人事の停滯を打破し、藩主重賢が目指した新たな人材登用を可能にした。そして時習館における人材教育も車の兩輪の片方としての役割を担うことが、當然のように要請されたのではないかと考えられる。家督相續者に要求される文と武との成績比率について、前記の報告書は次のように述べている。

生徒には必ず文武兩道を兼修せしめたるには非ず。不文にして武技に秀づるあり、不武にして學識に富むあり。各自其の好む所に隨て學ばしめたり。文學と武術の比例を擧れば、舊熊本藩の制、子弟の藝能に依て父兄の家督知行を相違無く相續せしめたるに、免狀の藝二以上、或は免狀の藝一・目錄の藝二以上、目錄而已にては四以上、文學は免狀目錄之無きに付、師範より技藝に較れば學業の位、免狀又は目錄に當ると申立の趣に因て論判し一藝にても世擧て妙手と稱する程の類は、例を照して論判したり（『資料』三、二一〇頁參照）。

このように藩士子弟が父の扶祿をそのまま繼承して家督を繼ぐためには、文武兩道で高い評價を得る必要があった。まして二男以下の者で他家に婿養子に入ることを望むならば、文武兩道に拔群の實績を收めることが條件とされたのである。

たしかに時習館の教育理念は、文武兩道によらず「各自其の好む所に隨て學ばしめ」ることに特色があった。しかし時習館の設立者である藩主重賢が導入した「知行世減の法」という新しい扶祿制度は、開學閒もない時習館の學風を人材養成の名の下に成績第一主義へと傾斜させる要因となったのではないかと考えられる。

おわりに

本稿では熊本藩校時習館の根本規則である「時習館學規」を採り上げ、そこに表れた教育理念と教育内容の特色について考察を加えたが、その結果、以下のことが確認できた。

第一は、時習館では、古注を主とするが、新注も排除せず、兩方を參照して可とする自由で寬容な教育方針が採られていたことである。時習館は、徂徠學派と學問的交流のあった藩主細川重賢と初代教授秋山玉山によって教學の基礎が定められた。その學風は、個々の學生の特性と個性に應じた教育を行うことにあったと考えられる。

第二は、重賢は、寶暦の藩政改革の實行には、綱紀の肅正と有能な人材の養成が必須であると考え、時習館の開校後まもなく「知行

世滅の法」を制定したが、「知行世滅の法」が時習館の教育内容や學生の意識に成績第一主義の傾向を生じさせたことである。

その後、時習館は、藪孤山（一七三五―一八〇二）が、寶暦十三年（一七六三）に第二代教授に就任し、ついで高本紫溟（一七三八―一八一四）が、天明八年（一七八八）に第三代教授となるに及び、江戸幕府が朱子學以外の學問の講義を禁じた寛政異學の禁（一七九〇）の影響もあって、古文辭學から朱子學を宗とする學風に轉換したが、時習館での成績が家督相續や昇進に影響するという「知行世滅の法」は幕末に至るまで維持された。

横井小楠は、時習館に學んで菁莪齋の居寮長を務めた秀才であったが、時習館の教育内容が訓古記誦の學に墮落している現状を強く批判した。このとき居寮生として小楠の指導を受けた元田永孚（一八一八―一八九一）が「藩校の興る寶曆の盛時にありて其の擧は素より美なりと雖も、學問正大ならず」[三十一]という小楠の言葉を傳えている。

第三には、「學規」には、學業の期日を立てたり、學生の成績評價や賞罰の査定をする際の準則となる詳細な條文が設けられていたが、それらの條文の多くが、『明會典』を參考に作られていたことが確認できた。本稿では觸れなかったが、圖書の貸し出しや學館への出入り等に關する規定[三十二]も、『明會典』を參考に作られたのではないかと考えられる。

（たうみ　しゅうほ・言語文學專攻）

注

（一）笠井助治『近世藩校に於ける學統・學派の綜合的研究』下、吉川弘文館、一九七〇年、一七一九頁參照。

（二）阿部隆一「龜井南冥昭陽著作書誌」（『斯道文庫論集』、慶応義塾大學附屬研究所斯道文庫十六号、一九七九年）參照。

（三）『肥後物語』（瀧本誠一『日本經濟叢書』卷十五所収、日本經濟叢書刊行會、一九一五年、四八八頁）參照。

（四）日本六十余州についてその地勢とともに人情・気質を風土と關連づけて論じた書物。『舊人國記』の著者・成立年代は不詳だが、江戸初期、關祖衡（生没年不詳）が、これに地圖を付し「暖気のところの人は柔弱、寒気のところの人は堅固」等の説明を加え『新人國記』として刊行した。

（五）渡邊徹校訂『舊新人國記』、世界社文庫、一九四八年、三一六頁參照。

（六）武藤巖男他編『肥後文獻叢書』第一卷、一九〇九年、三八頁參照。

（七）同前。

（八）武藤巖男編『肥後先哲偉蹟』、一九一一年、九五頁―九六頁參照。

（九）『先哲叢談』卷八、『東洋文庫』五七四、平凡社、一九九四年、三九三頁參照。

（十）同前三九七頁參照。

（十一）前出『肥後先哲偉蹟』五十頁參照。

（十二）「時習館學規」二種の異同について、名倉栄三郎「肥後熊本藩『時習館學規』二種」（『日本教育史資料』の研究二・藩校篇、玉川大學出版部、一九九三年、三八三頁―三九八頁）參照。

（十三）前田勉『江戸の讀書會――會讀の歷史』、平凡社、二〇一二年、一七一頁參照。

（十四）『千字文』に「『語助』と謂ふは、焉・哉・乎・也なり」とある。「語助」は、「語氣助詞」のこと。確認の語氣を表す。

(十五)『漢書』楊胡朱梅云傳に「今の朝廷大臣、上は主を匡す能はず、下は以て民を益すること亡し。皆尸位素餐なり」とある。

(十六)明の弘治十五年（一五〇二）、徐溥（一四二八―一四九九）らが弘治帝（一四七〇―一五〇五）の勅を奉じて撰したが、弘治帝崩御のために頒布されず、それを修訂して正徳四年（一五〇九）に刊行された。これを『正徳會典』（全一八〇巻）という。次いで張居正（一五二五―一五八二）らが増修して、萬暦十五年（一五八七）に刊行された全二二八巻のものは『萬暦會典』といわれる。

(十七)荻生徂徠著、小泉秀之助校訂『譯文筌蹄』須原屋商店、一九〇八年、二頁―三頁参照。

(十八)『延喜式』巻二十に「凡漢語師并生竝賜時服」の條が見える。

(十九)朱子が『小學』に書いた序に「古は小學、人を教ふるに灑掃・應對・進退の節、親を愛し、長を敬し、師を隆び、友に親しむの道を以てす」とある。

(二十)「彝倫」は人として常に守るべき道をいう。『書經』洪範に「我れ其の彝倫の攸たる攸（ところ）を知らず」とある。

(二十一)唐代を代表する四人の書家。歐は、歐陽詢（五五七―六四一）。虞は、虞世南（五五八―六三八）。顔は、顔眞卿（七〇九―七八五）。柳は、柳公權（七七八―八六五）をいう。

(二十二)「昏定而晨省」の略。『禮記』曲禮に「凡そ人の子爲るの禮は、冬に溫かにして夏は清しくし、昏れに定めて晨に省みる」とある。

(二十三)『禮記』文王世子に「食上（たてまつ）るには、必ず在（あきら）かに寒煖の節を視る。食下（くだ）るには、膳ふ所を問ひ、膳宰に命じて曰く、『原（ふたた）びすること有ること末（な）かれ』と。應じて曰く、『諾』と。然る後に退く」とある。

(二十四)朱子「大學章句序」に「人生れて八歳なれば、則ち王公より以下、庶人の子弟に至るまで、皆小學に入る。而して之に教ふるに灑掃・應對・進退の節、禮・樂・射・御・書・數の文を以てす」とある。

(二十五)第四十六代天皇（七一八―七七〇）、重祚して稱德天皇（第四十八代）、女帝。

(二十六)劉秀（前六―後五七）、後漢の初代皇帝。

(二十七)前掲『先哲叢談』三九六頁参照。

(二十八)禪宗で師家が參禪者の指導に用いる割竹で作った弓狀の棒。

(二十九)多田建次『學び舍の誕生』、玉川大學出版部、一九九二年、一〇五頁以下参照。

(三十)山崎正董編『横井小楠』下巻遺稿篇、明治書院、一九三八年、七八五頁参照。

(三十一)『還暦之記』（『元田永孚文書』第一巻、元田文書研究會、一九六九年、二一頁）参照。

(三十二)「學規」第十四條―第十六條。『市史』史料編九一九頁―九二〇頁参照。